

第 6667 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 21日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 利益準備金の資本組み入れ

Q : 増資をしたいのですが、利益準備金を資本金に組み入れることはできますか。その場合、課税関係はどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

利益準備金を資本に組み入れた場合、以前は利益積立金額の資本組み入れとして、みなし配当の対象とするとともに、その組み入れた金額は利益積立金額を減少する計算を行っていましたが、現在は、みなし配当課税は廃止され、組み入れられた金額は、利益積立金額の減少とはせず、資本積立金額を減少させることとしています。

つまり、税務上は、利益積立金額を資本金に組み入れた場合でも、資本金等の額は変動がないものとして取り扱われるということです。

したがって、法人住民税の均等割額には影響を及ぼしませんが、増資後の資本金の額によっては中小法人の特例が受けられなくなり、また消費税の課税事業者になってしまうこともありますので、注意してください。

なお、利益の資本組み入れは、株主総会の普通決議で行うことができ、決議した効力発生日に利益を資本に振り替えます。

増資した後は、税務署、都道府県税事務所、市区町村に、資本金の額が変更したことについて異動届出書を提出します。

ちなみに、利益準備金の資本組み入れは、合同会社はできませんので、注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】